

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月26日
【計算期間】	第1期（自 平成19年10月2日 至 平成20年12月1日）
【ファンド名】	ちば興銀 株価指数参照ファンド2007－10－105
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	古池 典生
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0739
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 主として、高格付け（Ａ格以上を基本とします。）のユーロ円債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ロ 当ファンドの募集上限額は150億円であり、設定日以後の追加信託は行われません。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われな ないファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資 産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源 泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型（条件付運用型）	目論見書または信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われ る特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものであって、仕組債への投資またはそ の他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益 分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によっ て決定される旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	債券 その他債券	目論見書または信託約款において、主として公債または社債以外の債券に投資する旨の 記載があるものをいいます。なお、組み入れる資産そのものは債券ですが、ファンドの収 益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の 源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年２回	目論見書または信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいいます。

特殊型	条件付運用型	目論見書または信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
-----	--------	---

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
		債券	
	海外	不動産投信	
追加型		その他資産 ()	特殊型 (条件付運用型)
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式	年 1 回	グローバル	
一般株	年 2 回	日本	ブル・ベア型
中小型株	年 4 回	北 米	
債券	年 6 回 (隔月)	欧 州	条件付運用型
一般債	年 12 回 (毎月)	ア ジ ア	
公社債		オ セ ア ニ ア	
その他債券 クレジット属性 ()	日 々	中 南 米	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型
不動産投信	そ の 他 ()	ア フ リ カ	
その他資産 ()		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	そ の 他 ()
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

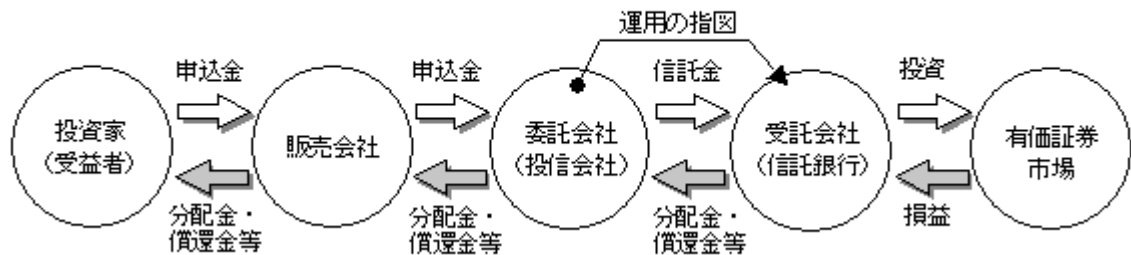
（ロ）受託会社 「みずほ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社 「株式会社千葉興業銀行」

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成21年2月23日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年7月 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上
アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ア
セットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

(平成21年 2 月23日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番 2 号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 3 号	882	5.0

2【投資方針】

（1）【投資方針】

イ 基本方針

主として、高格付け（Ａ格以上を基本とします。）のユーロ円債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主として、日経平均株価の値動きに応じて償還条件が決定される仕組みのユーロ円債に投資します。

- ・組み入れたユーロ円債については、一部解約の対応で売却する部分を除き継続保有し、銘柄入替えを行わないことを原則とします。ただし、当該ユーロ円債の格付けが大きく下落した場合等、受益者の利益のために必要と判断するときは、当該ユーロ円債を売却することがあります。この場合、当ファンドの運用方針、運用目標が達成されないことがあります。

※日経平均株価について

- ・日経平均株価（日経225）は、日本経済新聞社より発表されている株価指標で、東証第１部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に算出されています。
- ・日経平均株価に関する著作権、ならびに「日経」および「日経平均」の表示に関する知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・日本経済新聞社は、当ファンドの運営に何ら関与するものではなく、当ファンドの運用に対し一切の責任を負いません。

（ロ）毎決算時に目標分配額を参考に分配します。

- ・委託会社は、設定当初に組み入れたユーロ円債の条件を基に各計算期間における１万口当たりの収益分配金の目標額（目標分配額）を決定し、毎決算時に目標分配額を参考に分配します。

〔目標分配額（１万口当たり、税引前）〕

第１期（約１年２ヵ月）・・・・・・・・・・・・・300円

第２期、第３期（各期６ヵ月）・・・・・・・・・・・・・各期とも 50円

※組み入れたユーロ円債の利払いが条件通りに行われなかった場合や予想外のファンドの運営コストが生じた場合は、目標分配額は実現されないことがあります。

※最終計算期間（満期償還のほか早期償還の場合を含みます。）には、実際には分配せず、相当額を償還金に含めてお支払いする予定です。

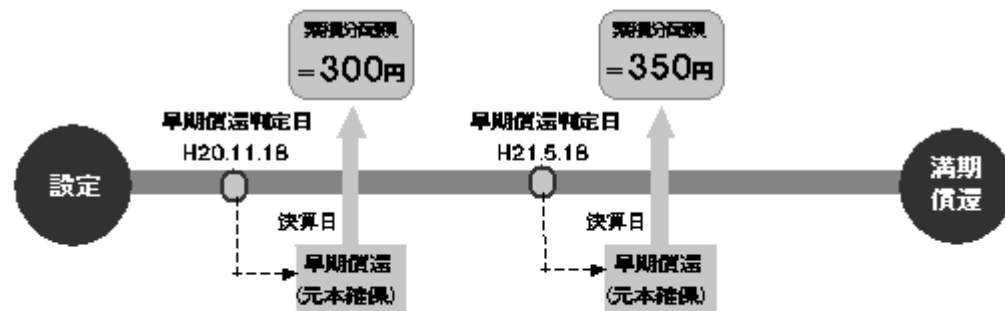
(ハ) 早期償還判定日（平成20年11月18日および平成21年5月18日）における日経平均株価の大引け終値が、当初株価（平成19年10月2日から平成19年10月4日までの3営業日における日経平均株価の大引け終値の平均値をいいます。以下同じ。）の105%以上である場合、直後の決算日に償還するものとします（早期償還）。

早期償還の場合の償還価額は、投資元本（1万口につき1万円）に当該決算期の目標分配額を加えた額となることを目標としております〔条件付元本確保Ⅰ〕。

（上記において、「当初株価」、「当初株価の105%」は小数点第3位を切り捨てた数値とします。）

当ファンドの早期償還のスケジュール・イメージ

〔1万口当たり、税引前〕



※累積分配額には償還時の目標分配額も含まれます。

(ニ) 早期償還が実現しない場合は、株価観測期間（平成19年10月5日から平成21年11月18日までの期間をいいます。）中の日経平均株価の値動きにより以下の通りとなります。

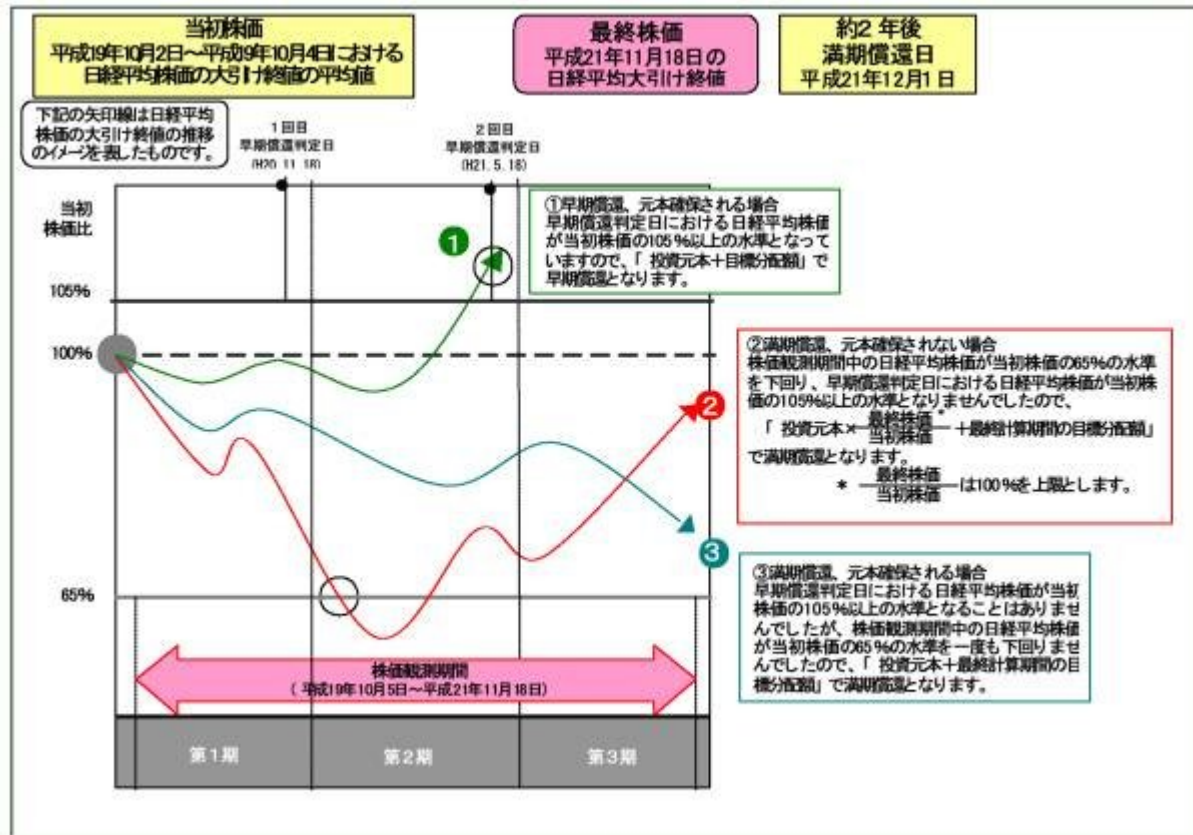
- a. 株価観測期間中の日経平均株価の大引け終値が当初株価の65%の水準を一度も下回らなかった場合は、当初予定の償還日（平成21年12月1日）に償還し、償還価額が投資元本に最終計算期間の目標分配額を加算した価額となることを目標とします〔条件付元本確保Ⅱ〕。
- b. 株価観測期間中の日経平均株価の大引け終値が当初株価の65%の水準を一度でも下回った場合は、当初予定の償還日に償還し、償還価額が最終株価（平成21年11月18日の日経平均株価の大引け終値をいいます。）の当初株価比（ただし100%を上限とします。）に投資元本を乗じて得た額に最終計算期間の目標分配額を加算した価額となることを目標とします。

※上記において、当初株価の65%とは、小数点第3位を切り捨てた数値とします。

(ホ) 何らかの事情により、日本経済新聞社において日経平均株価の算出・公表が中止となった場合等には、組み入れたユーロ円債の発行条件に則して、早期償還を行うか否かを判定する日や当初株価・最終株価の算出日、算出期間、計算方法を変更することがあり、また日経平均株価の代替値として、組入れユーロ円債の計算代理人（引受金融商品取引業者等）が適切と判断する値を使用することがあります。

(ヘ) 市況動向、資金状況および特殊な状況の発生等によっては、上記の運用が行われない場合があります。

〔日経平均株価の値動きと償還パターンのイメージ〕



※上記各例は、日経平均株価の値動きと当ファンドの償還条件（目標）との関係の理解に資するためのものであり、将来の日経平均株価の値動きや水準等を保証・示唆するものではありません。

※本書における目標分配額、償還価額、元本確保等の投資成果に関する記述は、組み入れたユーロ円債が予定通りに、利払い、償還金を受けられたと仮定したものであり、実際の運用成果を保証するものではありません。

※上記のほか、予想外のファンド運営コストが生じた場合も当ファンドの運用目標が達成できないことがあります。

（２）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引にかかる権利
- ３．金銭債権
- ４．約束手形

（ロ）次に掲げる特定資産以外の資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１０号で定めるものをいいます。）

す。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】**イ 運用体制**

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネジャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

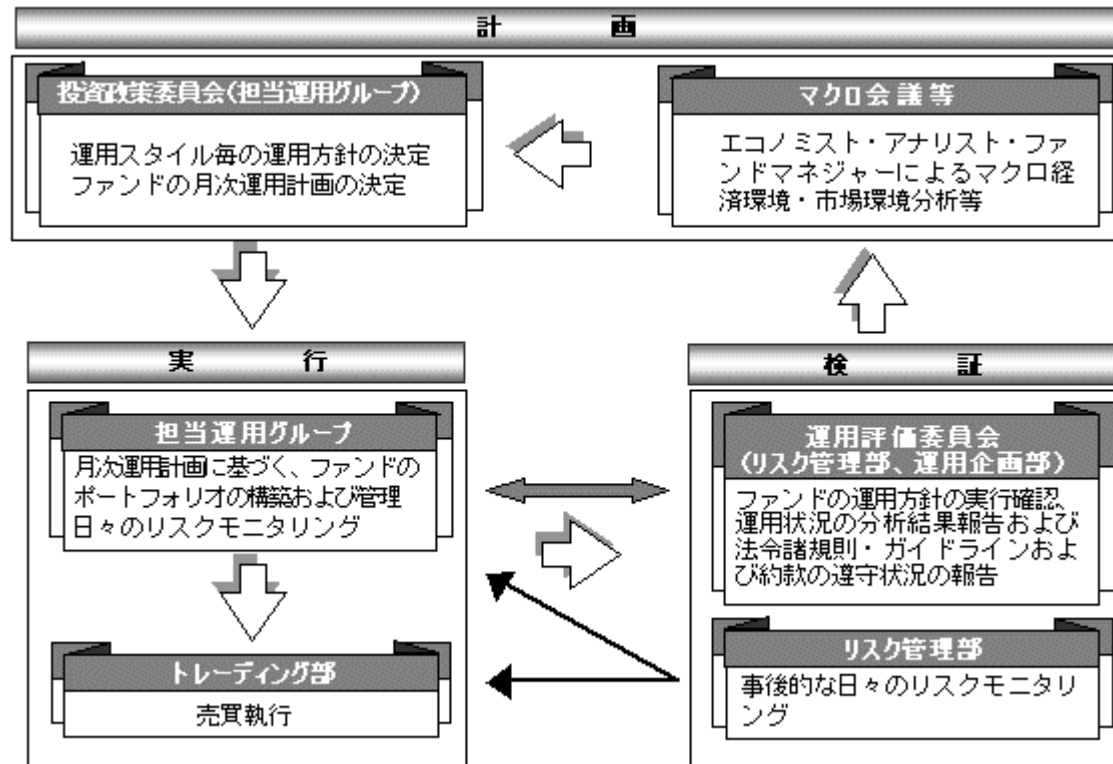
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕



※リスク管理部は5名程度、運用企画部は7名程度で構成されています。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として平成20年12月および平成21年6月、12月の1日、休業日の場合は翌営業日となります。）

に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子、配当収益のいずれか多い金額とします。
- ロ 分配金額は、委託会社が、設定当初に定める目標分配額を参考に、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。また、最終計算期間においては、原則として分配しません。
- ハ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】**Ⅰ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

- イ 公社債への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ハ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ニ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ホ 外貨建資産への投資は行いません。
- ヘ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ト 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

Ⅱ ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限**イ 投資する株式等の範囲**

- （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- （ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の指図

- （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- （ロ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- （ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- （ホ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少

して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- (ニ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 公社債の空売りの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものと

ます。

- （ロ）公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ニ）公社債の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ 資金の借入れ

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- （ハ）資金の借入期間は、有価証券等の売却代金または償還金の入金日までに限るものとします。
- （ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

III 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に特定のユーロ円債を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組み入れたユーロ円債の値動き等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れたユーロ円債の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）組み入れたユーロ円債の価格変動リスク

当ファンドが組み入れたユーロ円債は、債券としての性格を有するほか、日経平均株価の値動きに応じて償還条件が決定される仕組みとなっていることから、満期までの間においても、日経平均株価の値動き（価格変動性や上下動）の影響を受けます。一般に日経平均株価が下落（上昇）すると対象のユーロ円債の価格も下落（上昇）する傾向があると考えられますが、日々連動するものではありません。また、当該ユーロ円債の償還価格は額面金額を上限とするため、日経平均株価が大きく値上がりしていても、当該ユーロ円債の市場価格は額面金額を大きく上回ることはないと考えられます。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ハ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）銘柄集中リスク

当ファンドは特定のユーロ円債を高位に組み入れ、原則として銘柄入替えを行わない方針ですので、当該ユーロ円債について上記のリスクが顕在化した場合は、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較して、大きな影響を蒙ります。

（ホ）目標とする投資成果の前提条件にかかる留意点

当ファンドにおける目標分配額、償還価額、元本確保等の投資成果に関する記述は、組み入れたユーロ円債が予定通りに利払い、償還金を受けられたと仮定したものであり、実際の運用成果を保証するものではありません。

りません。このほか、予想外のファンド運営コストが生じた場合も当ファンドの運用目標が達成できないことがあります。なお、償還を待たずに途中換金をする際の価格については、例えば日経平均株価の水準によっては投資元本が確保されるといった手当ては一切なされておられません。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかるチェックを行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についてのチェックを行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

平成19年8月23日から平成19年9月28日までの募集期間中において、販売会社によって当ファンドの募集の取扱いが行われました。その募集時の申込手数料は、1万口当たり上限262.5円（税抜き250円）でした。なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、受益権の1口当たりの発行価格1円に含まれています。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

（３）【信託報酬等】

イ 信託報酬にかかる消費税等相当額を含め、計算期間を通じて毎日、信託財産の元本額に次に掲げる率を乗じて得た額とし、毎計算期末に当該計算期末の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約または信託終了のときに当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を、信託財産中から支弁します。

第1期（約1年2ヵ月）・・・・・・0.693%を当該計算期間の日数で除した率

第2期、第3期（各期6ヵ月）・・・・0.105%を当該計算期間の日数で除した率

なお、「当該計算期間の日数」とは、当ファンドの繰上償還が行われる場合においては、当該繰上償還が行われなかった場合に当該計算期間に属したであろう日数によって計算するものとします。

ロ 信託報酬（税込み）の実質的配分は以下の通りです。

決算期	委託会社	販売会社	受託会社
第1期	0.5880%	0.0525%	0.0525%
第2期、第3期	0.05250%	0.02625%	0.02625%

（４）【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、委託会社の負担とし、信託財産からは支弁されません。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは

は請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】**イ 個人の受益者に対する課税****（イ）収益分配時**

収益分配金については、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ただし、平成21年および平成22年において、上場株式等の配当を含めた合計額が年間100万円を超える場合には確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。

（ロ）一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。平成21年および平成22年において、税率は、上場株式等の譲渡益を含めた合計額が年間500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。平成23年以降は、金額にかかわらず20%（所得税15%および地方税5%）となります。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

ロ 法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税のみ）、平成21年4月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度の適用はありません。

※当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

※上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成20年12月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成20年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	イギリス	477,372,840	99.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,957,813	0.62
合計(純資産総額)		480,330,653	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

平成20年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価／金額 (円)	評価額 単価／金額 (円)	利率／ 償還期限	投資 比率 (%)
イギリス	社債券	J P Mノックイン・トリガー条項付 日経平均連動ユーロ円建社債	952,840,000	97.37 927,780,308	50.10 477,372,840	1.22 2009/11/26	99.38

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成20年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
社債券	99.38
合計	99.38

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額 (円)
第１期（平成20年12月１日）（分配落）	452,424,326	4,742
第１期（平成20年12月１日）（分配付）	481,045,526	5,042
平成19年12月末日	874,912,789	9,151
平成20年１月末日	794,688,198	8,312
平成20年２月末日	799,392,500	8,361
平成20年３月末日	745,501,482	7,798
平成20年４月末日	827,487,462	8,655
平成20年５月末日	845,418,760	8,843
平成20年６月末日	807,206,791	8,443
平成20年７月末日	818,422,093	8,561
平成20年８月末日	803,489,333	8,404
平成20年９月末日	661,045,294	6,914
平成20年10月末日	490,804,209	5,134
平成20年11月末日	486,623,810	5,101
平成20年12月末日	480,330,653	5,041

②【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金 (円)
第１期（平成19年10月２日～平成20年12月１日）	300

③【収益率の推移】

計算期間	収益率 (%)
第１期	△49.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年10月2日 信託契約締結、設定、運用開始。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

平成19年8月23日から平成19年9月28日までの募集期間中において、販売会社によって当ファンドの募集の取扱いが行われました。その概要は以下の通りです。

・申込価額	1口当たり1円（1万口当たり1万円）
・申込手数料	1万口につき上限262.5円（税抜き250円） 申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、申込価額に含まれています。
・申込単位	10万円以上1万円単位（10万口以上1万口単位）
・申込取扱場所	販売会社

2【換金（解約）手続等】

イ 信託契約の一部解約

受益者は、平成19年11月以降平成21年11月以前の毎月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）を解約請求受付日として、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時まで（わが国の取引所の半日立会日の場合は午前11時まで）に解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して9営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額と

なります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

ロ 受益権の買取請求

受益者は、平成19年11月以降平成21年11月以前の毎月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）を買取請求受付日として、自己に帰属する受益権につき、お買付けの販売会社にお買い取るよう請求することができます。

買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額（0.3%）を差し引き、さらに当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収税額相当額を差し引いた額となります。

実際の買取価額は、お買付けの販売会社にお問い合わせください。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買取請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた買取請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号 [※]	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成19年10月2日から平成21年12月1日まで、もしくは下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、次の通りとします。

イ. 第１期

信託契約締結日から平成20年12月1日（休業日となった場合は翌営業日）まで

ロ. 第２期

前計算期間終了日の翌日から平成21年6月1日（休業日となった場合は翌営業日）まで

ハ. 第３期

前計算期間終了日の翌日から平成21年12月1日まで

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 平成20年11月18日および平成21年5月18日における日経平均株価の大引け終値が、当初株価（平成19年10月2日から平成19年10月4日までの3営業日における日経平均株価の大引け終値の平均値をいいます。）の105%以上となった場合は、直後の決算日においてこの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、何らかの事情により、上記の各値の認識が、社会通念上、不可能となった場合には、組み入れたユーロ円債の発行条件に則して、代替値として、組入れユーロ円債の計算代理人（引受金融商品取引業者等）が適切と判断する値を使用することがあります。

（上記において、「当初株価」、「当初株価の105%」は小数点第3位を切り捨てた数値とします。）

- b. 委託会社は、上記 a の条件成就による早期償還の場合のほか、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - c. 委託会社は、上記 b の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - d. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - e. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - f. 上記 c～e までの取扱い、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c～e までの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。
- (ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令
- 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- (ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
 - b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ 収益分配金、償還金の支払い
- (イ) 収益分配金
- a. 分配金額は、設定当初に定める目標分配額を参考に、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、最終計算期間においては、原則として分配しません。

- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ニ）書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- （ホ）上記（ロ）から（ハ）までの取扱い、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- （ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をす

ることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当

該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 買取請求権

受益者は、販売会社に、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ホ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ヘ 書面決議における議決権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

書面決議の結果、当ファンドの解約または重大な信託約款の変更等が行われる場合は、書面決議において当該議案に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ト 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期（平成19年10月2日から平成20年12月1日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】ちば興銀 株価指数参照ファンド2007-10-105**(1)【貸借対照表】**

期 別	第 1 期
科 目	(平成20年12月1日現在)
	金額(円)
資産の部	
I 流動資産	
コール・ローン	35,759,216
社債券	451,737,940
未収利息	159,836
流動資産合計	487,656,992
資産合計	487,656,992
負債の部	
I 流動負債	
未払収益分配金	28,621,200
未払受託者報酬	500,758
未払委託者報酬	6,110,708
流動負債合計	35,232,666
負債合計	35,232,666
純資産の部	
I 元本等	
1 元本	
元本	954,040,000
元本合計	954,040,000
2 剰余金	
期末欠損金	501,615,674
剰余金合計	△501,615,674
元本等合計	452,424,326

純資産合計	452,424,326
負債・純資産合計	487,656,992

（２）【損益及び剰余金計算書】

期 別	第 1 期 自 平成19年10月2日 至 平成20年12月1日
科 目	金額(円)
I 営業収益	
受取利息	35,988,262
有価証券売買等損益	△478,208,810
営業収益合計	△442,220,548
II 営業費用	
募集手数料	25,096,050
受託者報酬	501,758
委託者報酬	6,122,918
営業費用合計	31,720,726
営業損失	473,941,274
経常損失	473,941,274
当期純損失	473,941,274
III 一部解約に伴う当期純損失分配額	—
IV 期首剰余金	—
V 欠損金減少額	946,800
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(946,800)
VI 欠損金増加額	—
VII 分配金	28,621,200
VIII 期末欠損金	501,615,674

（３）【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第 1 期 自 平成19年10月2日 至 平成20年12月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券（売買目的有価証券） 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は、設定日の平成19年10月2日から平成20年12月1日までとなっております。

(追加情報に関する注記)

第 1 期 自 平成19年10月2日 至 平成20年12月1日
当ファンドは、平成20年10月3日に日経平均株価が当初株価の65%水準である11,123円48銭を下回ったことにより、約款の規定に基づき、満期償還時の償還価額の目標が最終株価の当初株価比によって決定することとなりました。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期 (平成20年12月1日現在)
1. 受益権総数	当該計算期間の末日における受益権の総数 954,040,000口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 501,615,674円
3. 1単位当たり純資産額	0.4742円 (1万口=4,742円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期 自 平成19年10月2日 至 平成20年12月1日
-----	---------------------------------------

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益が29,363,586円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用控除後の配当等収益29,363,586円（１万口当たり307.78円）を分配対象収益として、うち28,621,200円（１万口当たり300円）を分配金額としております。
----------	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第１期（自 平成19年10月2日 至 平成20年12月1日）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	451,737,940円	△477,210,808円
合 計	451,737,940円	△477,210,808円

(デリバティブ取引に関する注記)

I. 取引の状況に関する事項

項 目	第 1 期 自 平成19年10月2日 至 平成20年12月1日
1. 取引の内容	当ファンドの行うことのできるデリバティブ取引は、次の通りです。 ① a. わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 b. わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引。 ②異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」）。 ③金利先渡し取引。
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては投資信託約款等に従っており、その制限を遵守しております。
3. 取引の利用目的	投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため。
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に伴いファンドに影響を与える主なリスクとしてマーケットリスクがあげられます。マーケットリスクについては、ポジションや時価、予想損失額の把握が重要だと考えております。
5. 取引に係るリスクの管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図る為に運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況に係る、投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等に係るチェックの結果については、運用評価、リスク管理ならびにコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	該当事項はありません。

II. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

第1期（平成20年12月1日現在）

第1期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期（自 平成19年10月2日 至 平成20年12月1日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第1期 (平成20年12月1日現在)
設定年月日	平成19年10月2日
設定元本額	956,040,000円
期首元本額	956,040,000円
元本残存率	99.7%

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
社債券	JPMノックイン・トリガー条項付日経平均連動ユーロ円建社債	954,040,000	451,737,940	
	社債券 小計	954,040,000	451,737,940	
合 計			451,737,940	

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成20年12月30日現在

I 資産総額	480,490,048 円
II 負債総額	159,395 円
III 純資産総額(I － II)	480,330,653 円
IV 発行済口数	952,840,000 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.5041 円
（ 1 万口当たり純資産額	5,041 円）

第5 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	956,040,000	2,000,000

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

平成21年2月26日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

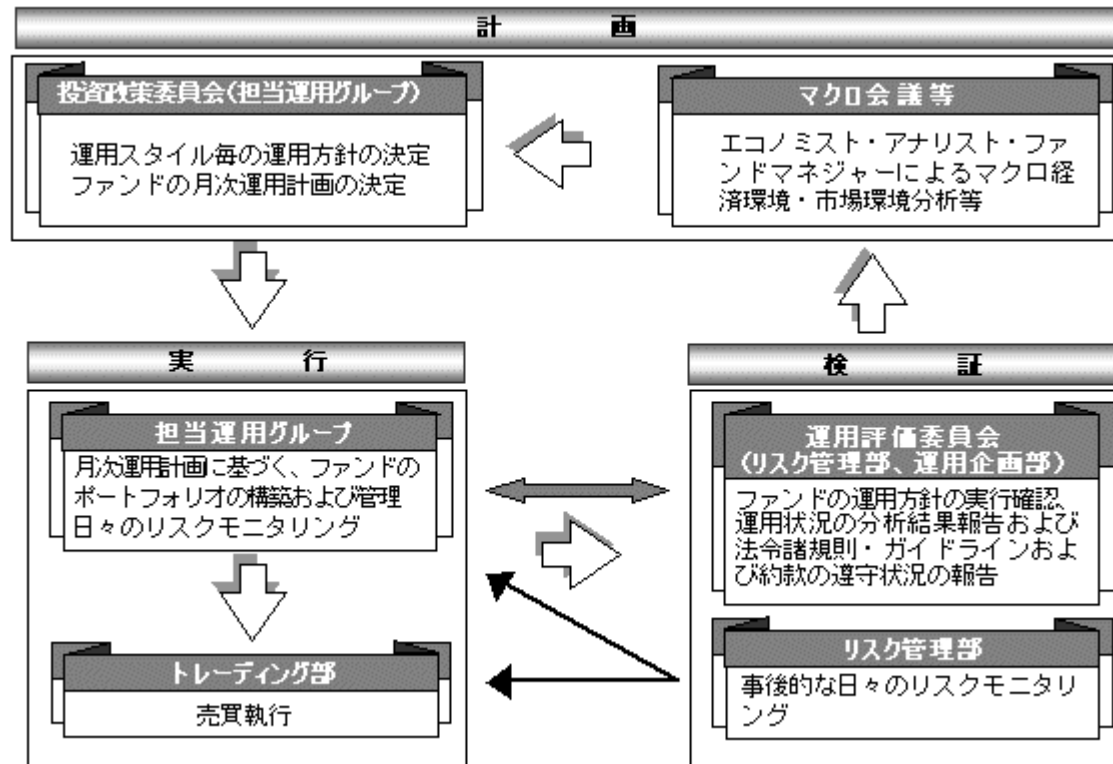
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成20年12月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成20年12月30日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	76 (1)	174,261 (147)
	追加型	217 (102)	2,761,617 (1,747,980)
	計	293 (103)	2,935,877 (1,748,127)
公社債投資信託	単位型	0 (0)	0 (0)
	追加型	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)
合 計		293 (103)	2,935,877 (1,748,127)

※（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、第22期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しており、第23期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表、及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表についてあずさ監査法人の監査を受けており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期 別	第 2 2 期 (平成19年3月31日現在)			第 2 3 期 (平成20年3月31日現在)		
科 目	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(資 産 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 資 産						
現金	536			-		
預金※2	17,162,165			-		
現金及び預金※2	-			18,130,988		
金銭信託	80,124			-		
有価証券	-			5,994,478		
支払委託金						
収益分配金	1,280			-		
償還金	1,684			-		
前払費用	188,047			222,628		
未収入金	49,641			-		
未収委託者報酬	3,513,158			4,184,389		
未収投資顧問料※2	1,445,684			-		
未収運用受託報酬	-			1,008,548		
未収投資助言報酬※2	-			493,368		
未収収益	11,065			8,180		
繰延税金資産	294,833			439,833		
その他の流動資産	8,640			24,816		
流 動 資 産 計		22,756,864	86.1		30,507,231	91.1
固 定 資 産						
有 形 固 定 資 産※1						
建物	154,656			169,017		
器具備品	268,384			225,583		
建設仮勘定	10,206			-		
有形固定資産合計		433,247	1.6		394,601	1.2
無 形 固 定 資 産※1						
電話加入権	442			173		

ソフトウェア	7,024			-		
商標権	11,815			10,048		
無形固定資産合計		19,281	0.1		10,222	0.0
投資その他の資産						
投資有価証券	2,389,090			1,598,911		
関係会社株式	236,178			236,178		
長期差入保証金	554,486			702,453		
預託金	1,000			-		
長期前払費用	24,807			18,200		
会員権	30,158			17,113		
繰延税金資産	-			15,024		
貸倒引当金	△25,000			-		
投資その他の資産合計		3,210,721	12.2		2,587,882	7.7
固 定 資 産 計		3,663,250	13.9		2,992,706	8.9
資 産 合 計		26,420,115	100.0		33,499,937	100.0

期 別	第 2 2 期 (平成19年3月31日現在)			第 2 3 期 (平成20年3月31日現在)		
	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(負 債 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 負 債						
預り金	54,222			40,052		
未払金						
未払収益分配金	2,759			2,787		
未払償還金	34,345			28,571		
未払手数料※2	1,395,408			1,727,481		
その他未払金	82,003			149,275		
未払費用	580,501			760,613		
未払消費税等	175,147			366,587		
未払法人税等	1,442,996			3,334,415		
前受収益	5,985			5,985		
賞与引当金	377,325			375,721		
その他の流動負債	39			254		
流 動 負 債 計		4,150,734	15.7		6,791,746	20.2
固 定 負 債						
退職給付引当金	509,466			749,327		
繰延税金負債	254,077			-		
固 定 負 債 計		763,544	2.9		749,327	2.3
負 債 合 計		4,914,278	18.6		7,541,073	22.5
(純 資 産 の 部)						
株主資本						
資 本 金		2,000,000	7.6		2,000,000	6.0
資本剰余金						
資本準備金	8,628,984			8,628,984		
資本剰余金合計		8,628,984	32.7		8,628,984	25.7
利益剰余金						
利益準備金	284,245			284,245		

その他利益剰余金						
配当準備積立金	60,000			60,000		
特別償却準備金	9,041			-		
別途積立金	1,476,959			1,476,959		
繰越利益剰余金	8,613,302			13,483,283		
利益剰余金合計		10,443,548	39.5		15,304,488	45.7
株主資本計		21,072,532	79.8		25,933,472	77.4
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		433,303			25,392	
評価・換算差額等計		433,303	1.6		25,392	0.1
純 資 産 合 計		21,505,836	81.4		25,958,864	77.5
負 債 ・ 純 資 産 合 計		26,420,115	100.0		33,499,937	100.0

(2) 【損益計算書】

期 別	第 2 2 期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第 2 3 期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
営 業 収 益	千円	千円	%	千円	千円	%
委託者報酬	18,054,601			32,260,683		
投資顧問料	6,421,626			-		
運用受託報酬	-			4,320,395		
投資助言報酬	-			2,276,198		
その他営業収益						
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000			5,000		
投資法人運用受託報酬	86,931			75,471		
営業収益計		24,568,159	100.0		38,937,748	100.0
営 業 費 用						
支払手数料※ 1	7,670,381			15,226,126		
広告宣伝費	271,980			834,129		
公告費	18,548			8,062		
受益証券発行費	56,919			218		
調査費						
調査費	462,572			541,419		
委託調査費	1,528,165			2,298,023		
営業雑経費						
通信費	23,845			27,577		
印刷費	197,189			325,929		
協会費	19,308			18,986		
諸会費	12,374			15,281		
情報機器関連費	1,628,407			1,936,376		
販売促進費	6,523			36,029		
その他	180,580			60,681		
営業費用計		12,076,797	49.1		21,328,842	54.8
一般管理費						

給料						
役員報酬※ 2	152,561			166,266		
給料・手当	3,337,975			3,698,904		
賞与	1,142,783			1,119,415		
賞与引当金繰入額	377,325			375,721		
交際費	19,572			20,571		
事務委託費	223,753			250,163		
旅費交通費	182,543			249,775		
租税公課	91,899			116,931		
不動産賃借料	532,980			624,843		
退職給付費用	193,285			277,530		
固定資産減価償却費	133,415			149,507		
諸経費	243,407			398,374		
一般管理費計		6,631,502	27.0		7,448,006	19.1
営業利益		5,859,859	23.9		10,160,899	26.1

営業外収益						
受取配当金	9,400			8,036		
有価証券利息	-			7,450		
受取利息※ 1	11,946			34,555		
為替差益	-			634		
時効成立分配金	68			-		
時効成立償還金	8,530			-		
時効成立分配金・償還金	-			5,827		
原稿・講演料	5,657			4,424		
雑収入	3,378			3,743		
営業外収益計		38,981	0.1		64,671	0.2
営業外費用						
為替差損	911			-		
時効成立後支払分配金・償還金	-			1,826		
雑損失	1,737			0		
営業外費用計		2,649	0.0		1,826	0.0
経常利益		5,896,191	24.0		10,223,744	26.3
特別利益						
貸倒引当金戻入益	-			25,000		
投資有価証券償還益	-			5,787		
投資有価証券売却益	101,925			124,622		
ゴルフ会員権売却益	-			5,555		
特別利益計		101,925	0.4		160,966	0.4
特別損失						
固定資産除却損※ 3	19,930			12,288		
投資有価証券償還損	-			503		
投資有価証券評価損	1,382			17,700		
投資有価証券売却損	3,397			56		
投資有価証券清算損	-			256		
ゴルフ会員権売却損	-			24,476		
特別損失計		24,710	0.1		55,282	0.2
税引前当期純利益		5,973,406	24.3		10,329,428	26.5

法人税、住民税及び事業税	2,496,869			4,544,339		
法人税等調整額	3,459	2,500,328	10.2	△134,250	4,410,088	11.3
当期純利益		3,473,077	14.1		5,919,339	15.2

（３）【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					配当準備 積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日 残高 (千円)	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	15,645	1,476,959	5,712,580	7,549,430	18,178,414
当事業年度中の変動額										
特別償却準備金(前注)			-			△ 6,604		6,604	-	-
剰余金の配当(注)			-					△ 564,480	△ 564,480	△ 564,480
役員賞与(注)			-					△ 14,480	△ 14,480	△ 14,480
当期純利益			-					3,473,077	3,473,077	3,473,077
株主資本以外の項目の 当会計期間中の変動額 (純額)			-						-	-
当事業年度中の変動額合計 (千円)	-	-	-	-	-	△ 6,604	-	2,900,722	2,894,117	2,894,117
平成19年3月31日 残高 (千円)	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	9,041	1,476,959	8,613,302	10,443,548	21,072,532

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (千円)	165,106	165,106	18,343,521
当事業年度中の変動額			
特別償却準備金(前注)		-	-
剰余金の配当(注)		-	△ 564,480
役員賞与(注)		-	△ 14,480
当期純利益		-	3,473,077
株主資本以外の項目の 当会計期間中の変動額 (純額)	268,197	268,197	268,197
当事業年度中の変動額合計 (千円)	268,197	268,197	3,162,315
平成19年3月31日 残高 (千円)	433,303	433,303	21,505,836

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日 残高 (千円)	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	9,041	1,476,959	8,613,302	10,443,548	21,072,532
当事業年度中の変動額										
特別償却準備金(前注)			-			△ 9,041		9,041	-	-
剰余金の配当(注)			-					△ 1,058,400	△ 1,058,400	△ 1,058,400
当期純利益			-					5,919,339	5,919,339	5,919,339
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)			-						-	-
当事業年度中の変動額合計 (千円)	-	-	-	-	-	△ 9,041	-	4,869,980	4,860,939	4,860,939
平成20年3月31日 残高 (千円)	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	-	1,476,959	13,483,283	15,304,488	25,933,472

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高 (千円)	433,303	433,303	21,505,836
当事業年度中の変動額			
特別償却準備金(前注)			-
剰余金の配当(注)			△ 1,058,400
当期純利益			5,919,339
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	△ 407,911	△ 407,911	△ 407,911
当事業年度中の変動額合計 (千円)	△ 407,911	△ 407,911	4,453,028
平成20年3月31日 残高 (千円)	25,392	25,392	25,958,864

(注)平成19年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

項目	第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価 基準及び評価方法	— 子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価 償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～50年 器具備品 3～20年	有形固定資産 定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～50年 器具備品 3～20年

	無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェア については社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法に によっております。	無形固定資産 同左
3 引当金の計上基 準		
(1) 貸倒引当金	営業債権等の貸倒損失に備える ため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念先債権 等特定の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しております。	—
(2) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるた め、将来の支給見込額のうち当 期の負担額を計上しております。	同左
(3) 退職給付引当 金	従業員の退職金支給に備えるた め、当事業年度末における退職 給付債務（期末自己都合要支給 額の100%）に基づき計上して おります。	従業員の退職金支給に備えるた め、当事業年度末における退職 給付債務に基づき計上しており ます。
4 リース取引の処 理方法	リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引につ いては、通常の賃貸借取引に係 る方法に準じた会計処理によっ ております。	同左

5 その他財務諸表 作成のための基本 となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式 によっております。	同左
-----------------------------------	-----------------------------	----

会計方針の変更

(会計処理の変更)

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（「企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号」）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は21,505,836千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	—

—	有形固定資産の減価償却の方法 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。
---	--

(表示方法の変更)

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
—	1.前事業年度において区分掲記しておりました「現金」（当事業年度877千円）及び「預金」（当事業年度18,130,111千円）は、金融商品取引法の施行により「現金及び預金」として表示しております。 2.金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ1,001,467千円、444,216千円であります。

(損益計算書)

前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ3,970,091千円、2,451,535千円であります。

3.前事業年度において区分掲記しておりました「時効成立分配金」（当事業年度53千円）及び「時効成立償還金」（当事業年度5,773千円）は、金額的重要性が乏しいため、「時効成立分配金・償還金」として表示しております。

(追加情報)

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
—	(有形固定資産の減価償却の方法) 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。なお、この変更による影響は軽微であります。 (退職給付会計) 退職給付債務の算定にあたり、従来、簡便法によっておりましたが、従業員の増加に伴い、当事業年度より原則法による算定方法に変更しております。 この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益は、それぞれ123,774千円減少しております。 また、この変更は従業員の増加等に伴い、当下期に行ったため、当中間会計期間は、前事業年度と同一の方法によっております。従って当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益及び中間純利益は128,390千円多く計上されております。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
------------------------	------------------------

※1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 100,864 千円 器具備品 874,736 千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 2,047 千円 ソフトウェア 311,227 千円 商標権 7,452 千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 126,027 千円 器具備品 859,261 千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権 60 千円 ソフトウェア 111,411 千円 商標権 9,393 千円
※2 関係会社に対する債権債務 預金 11,514,514 千円 未収投資顧問料 458,359 千円 未払手数料 468,604 千円	※2 関係会社に対する債権債務 現金及び預金 12,481,426 千円 未収投資助言報酬 478,296 千円 未払手数料 509,702 千円
3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000 千円 借入実行残高 ー 千円 差引額 10,000,000 千円	3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 10,000,000 千円 借入実行残高 ー 千円 差引額 10,000,000 千円

—	4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額149,005千円の支払保証を行っております。
---	---

(損益計算書関係)

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
※1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 8,029 千円	※1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 24,820 千円
※2 役員報酬の限度額 取締役 年額 180,000 千円 監査役 年額 36,000 千円	—
※3 固定資産除却損は、器具備品19,930千円であります。	※3 固定資産除却損は、器具備品12,082千円、電話加入権206千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第22期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月26日 定時株主総会	普通株式	564,480	32,000	平成18年 3月31日	平成18年 6月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成19年6月25日開催の第22回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	-------	----------------	-----------------	-----	-------

平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,058,400	60,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日
----------------------	------	-------	-----------	--------	----------------	----------------

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,058,400	60,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成20年6月23日開催の第23回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月24日

(リース取引関係)

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)																														
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)																														
①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)	①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)																														
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>9,504</td><td>9,504</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>5,702</td><td></td></tr><tr><td>5,702</td><td></td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>3,801</td><td>3,801</td></tr></table>		器具備品	合計	取得価額相当額	9,504	9,504	減価償却累計額相当額	5,702		5,702			期末残高相当額	3,801	3,801	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>9,504</td><td>9,504</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>7,603</td><td></td></tr><tr><td>7,603</td><td></td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>1,900</td><td>1,900</td></tr></table>		器具備品	合計	取得価額相当額	9,504	9,504	減価償却累計額相当額	7,603		7,603			期末残高相当額	1,900	1,900
	器具備品	合計																													
取得価額相当額	9,504	9,504																													
減価償却累計額相当額	5,702																														
5,702																															
期末残高相当額	3,801	3,801																													
	器具備品	合計																													
取得価額相当額	9,504	9,504																													
減価償却累計額相当額	7,603																														
7,603																															
期末残高相当額	1,900	1,900																													
②未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)	②未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)																														
<table><tr><td>1年以内</td><td>1,963</td></tr><tr><td><u>1年超</u></td><td><u>2,030</u></td></tr><tr><td>合計</td><td>3,993</td></tr></table>	1年以内	1,963	<u>1年超</u>	<u>2,030</u>	合計	3,993	<table><tr><td><u>1年以内</u></td><td><u>2,030</u></td></tr><tr><td>合計</td><td>2,030</td></tr></table>	<u>1年以内</u>	<u>2,030</u>	合計	2,030																				
1年以内	1,963																														
<u>1年超</u>	<u>2,030</u>																														
合計	3,993																														
<u>1年以内</u>	<u>2,030</u>																														
合計	2,030																														

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額(単位：千円) <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>2,067</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>1,900</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>168</td></tr> </table>	支払リース料	2,067	減価償却費相当額	1,900	支払利息相当額	168	③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額(単位：千円) <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>2,067</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>1,900</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>104</td></tr> </table>	支払リース料	2,067	減価償却費相当額	1,900	支払利息相当額	104				
支払リース料	2,067																
減価償却費相当額	1,900																
支払利息相当額	168																
支払リース料	2,067																
減価償却費相当額	1,900																
支払利息相当額	104																
④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・同左 利息相当額の算定方法 ・同左																
2.オペレーティング・リース取引 (借主側) <table> <tr> <td>未経過リース料</td><td>(単位:千円)</td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>1,119</td></tr> <tr> <td><u>1年超</u></td><td><u>3,078</u></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>4,198</td></tr> </table>	未経過リース料	(単位:千円)	1年以内	1,119	<u>1年超</u>	<u>3,078</u>	合計	4,198	2.オペレーティング・リース取引 (借主側) <table> <tr> <td>未経過リース料</td><td>(単位:千円)</td></tr> <tr> <td>1年以内</td><td>1,119</td></tr> <tr> <td><u>1年超</u></td><td><u>1,959</u></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>3,078</td></tr> </table>	未経過リース料	(単位:千円)	1年以内	1,119	<u>1年超</u>	<u>1,959</u>	合計	3,078
未経過リース料	(単位:千円)																
1年以内	1,119																
<u>1年超</u>	<u>3,078</u>																
合計	4,198																
未経過リース料	(単位:千円)																
1年以内	1,119																
<u>1年超</u>	<u>1,959</u>																
合計	3,078																

(有価証券関係)

第22期(平成19年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	1,555,600	2,286,175	730,574
小計	1,555,600	2,286,175	730,574
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—
小計	—	—	—
合計	1,555,600	2,286,175	730,574

2. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	
合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式 投資証券	2,915 100,000	
合計	102,915	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
563,236	101,925	3,397

第23期(平成20年3月31日現在)

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
小計	—	—	—
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	5,994,478	5,993,700	778
小計	5,994,478	5,993,700	778
合計	5,994,478	5,993,700	778

2.その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	800,100	877,780	77,680
小計	800,100	877,780	77,680
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	655,700	620,832	34,867
小計	655,700	620,832	34,867
合計	1,455,800	1,498,613	42,813

3.時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	摘要
(1)子会社株式 子会社株式	236,178	

合計	236,178	
(2)その他有価証券 非上場株式	298	
投資証券	100,000	
合計	100,298	

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
628,566	124,622	56

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1)満期保有目的の 債券 国債・地方債 等	6,000,000	—	—	—
小計	6,000,000	—	—	—
(2)その他有価証券	—	—	—	—
小計	—	—	—	—
合計	6,000,000	—	—	—

（デリバティブ取引関係）

第22期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)														
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。														
2. 退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">509,466</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">509,466</td></tr> </table>	退職給付債務	509,466	退職給付引当金	509,466	2. 退職給付債務の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">749,327</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">749,327</td></tr> </table>	退職給付債務	749,327	退職給付引当金	749,327						
退職給付債務	509,466														
退職給付引当金	509,466														
退職給付債務	749,327														
退職給付引当金	749,327														
3. 退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">193,285</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">193,285</td></tr> </table>	勤務費用	193,285	退職給付費用	193,285	3. 退職給付費用の額 (単位：千円) <table> <tr> <td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">126,881</td></tr> <tr> <td>利息費用</td><td style="text-align: right;">9,519</td></tr> <tr> <td>簡便法から原則法への変更による差額</td><td style="text-align: right;">125,138</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: right;">15,991</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">277,530</td></tr> </table>	勤務費用	126,881	利息費用	9,519	簡便法から原則法への変更による差額	125,138	その他	15,991	退職給付費用	277,530
勤務費用	193,285														
退職給付費用	193,285														
勤務費用	126,881														
利息費用	9,519														
簡便法から原則法への変更による差額	125,138														
その他	15,991														
退職給付費用	277,530														
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 勤務期間を基準とする方法 割引率 1.5%														

(税効果会計関係)

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金	賞与引当金
153,533	152,880
未払事業税	未払事業税
118,161	260,640
未払社会保険料	未払社会保険料
12,855	13,739
未払事業所税	未払事業所税
5,487	5,846
その他	その他
4,795	6,726
繰延税金資産計	繰延税金資産計
294,833	439,833
評価性引当額	評価性引当額
—	—
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
294,833	439,833
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
294,833	439,833
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
会員権評価損	退職給付引当金
49,591	304,901
退職給付引当金	ソフトウェア償却
207,301	78,264
ソフトウェア償却	投資有価証券評価損
62,906	29,953
投資有価証券評価損	特定外国子会社留保金額
23,186	159,153
その他	その他
8,924	13,042
繰延税金資産計	繰延税金資産計
351,910	585,314
評価性引当額	評価性引当額
△307,045	△552,870
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
44,865	32,444
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
297,270	17,420
特別償却準備金	繰延税金負債合計
1,671	17,420
繰延税金負債合計	繰延税金資産の純額
298,942	15,024

繰延税金負債の純額	254,077		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
（調整）		（調整）	
評価性引当額の増減	1.0	評価性引当額の増減	2.4
交際費等永久に損益に算入されない項目	0.1	交際費等永久に損益に算入されない項目	0.1
住民税均等割等	0.1	住民税均等割等	0.0
その他	0.0	その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.9	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.7

（関連当事者との取引）

第22期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

（１）親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪市 中央区	149,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 35	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資顧問料 委託販売手数料	1,235,471 263,796	未収投資顧問料 未払手数料	384,685 46,614
その他の 関係会社	三井生命 保険(株)	東京都 千代田区	137,280,000	生命保険業	% (被所有) 直接 30	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資顧問料 委託販売手数料	276,719 206,926	未収投資顧問料 未払手数料	73,674 74,226
その他の 関係会社	三井住友 海上火災 保険(株)	東京都 中央区	139,595,523	損害保険業	% (被所有) 直接17.5	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資顧問料 委託販売手数料	924,089 363,566	未払手数料	52,327
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接17.5	1名	投信の販売委託	委託販売手数料	1,260,715	預金 未払手数料	11,514,514 295,434

（注）１．上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）投資顧問契約の受託については、当社規定の投資顧問料率に基づき決定しております。

（２）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（２）子会社等

（単位：千円）

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	米国 ニューヨーク	65,334	投資顧問業	% 直接100	出向２名	業務委託	調査費	200,719	未収入金	49,641
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Limited	英国 ロンドン	106,622	投資顧問業	% 直接100	出向２名	業務委託	調査費	173,899	—	—
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	52,736	投資顧問業	% 直接100	出向２名	業務委託	調査費	137,811	未払費用	87,101

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
主要株主 の子会社	住生コンピ ューターサービ ス(株)	大阪市 淀川区	300,000	情報処理 サービス業	%	—	IT機器等購入	IT機器・消耗品購入 IT運用保守サポート等	552,279	前払費用	1,451
							ITサポート			長期前払費用	15,715
主要株主 の子会社	エムエルアイ ・システムズ (株)	千葉県 柏市	100,000	情報システ ムの企画、 設計、保守 等	%	—	ITサポート	IT運用保守サポート等	99,541	未払費用	20,345
										未払金	1,058
主要株主 の子会社	エムエルアイ ・システムズ (株)	千葉県 柏市	100,000	情報システ ムの企画、 設計、保守 等	%	—	ITサポート	IT運用保守サポート等	99,541	前払費用	560
										未払費用	7,198

(注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	住友生命 保険(相)	大阪市 中央区	199,000,000	生命保険業	% (被所有) 直接 35	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	1,324,757 276,418	未収投資助言報酬 未払手数料	331,981 42,572
その他の 関係会社	三井生命 保険(株)	東京都 千代田区	137,280,000	生命保険業	% (被所有) 直接 30	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	273,276 251,915	未収投資助言報酬 未払手数料	143,563 88,117
その他の 関係会社	三井住友 海上火災 保険(株)	東京都 中央区	139,595,523	損害保険業	% (被所有) 直接17.5	—	当社の主要顧客 投信の販売委託	投資助言報酬 委託販売手数料	579,567 441,750	未払手数料	53,804
その他の 関係会社	(株)三井 住友銀行	東京都 千代田区	664,986,500	銀行業	% (被所有) 直接17.5	1名	投信の販売委託	委託販売手数料	2,407,945	未払手数料	325,208

- (注) 1. 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。
- (2) その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(2) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	米国 ニューヨーク	65,334	投資顧問業	% 直接100	出向2名	業務委託	調査費	199,897	未払金	2,360
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Limited	英国 ロンドン	106,622	投資顧問業	% 直接100	出向2名	業務委託	調査費	139,844	—	—
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	52,736	投資顧問業	% 直接100	出向2名	業務委託	調査費	563,312	未払費用	227,521

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（３）兄弟会社等

（単位：千円）

属性	会社等の 名称	住所	資本金、 出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
主要株主 の子会社	住生コンピ ューターサービ ス(株)	大阪市 淀川区	300,000	情報処理 サービス業	%	—	IT機器等購入 ITサポート	IT機器・消耗品購入 IT運用保守サポート等	542,560	前払費用	4,225
										長期前払費用	11,572
										未払費用	40,881
										未払金	1,412
主要株主 の子会社	エムエルアイ ・システムズ (株)	千葉県 柏市	100,000	情報システ ムの企画、 設計、保守 等	% —	—	ITサポート	IT運用保守サポート等	116,364	前払費用 未払費用	560 8,785

（注） １． 上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。

２． 取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,219,151円72銭 1株当たり当期純利益 196,886円50銭	1株当たり純資産額 1,471,590円96銭 1株当たり当期純利益 335,563円48銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産額の部の合計額 21,505,836 千円 普通株式に係る純資産額 21,505,836 千円 普通株式の発行済株式数 17,640 株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640 株	(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産額の部の合計額 25,958,864 千円 普通株式に係る純資産額 25,958,864 千円 普通株式の発行済株式数 17,640 株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640 株
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 3,473,077 千円 普通株式に係る当期純利益 3,473,077 千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640 株	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 5,919,339 千円 普通株式に係る当期純利益 5,919,339 千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640 株

(重要な後発事象)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	15,306,245
有価証券	5,496,508
前払費用	350,232
未収委託者報酬	3,448,104
未収運用受託報酬	1,076,106
未収投資助言報酬	489,918
未収収益	7,011
繰延税金資産	257,985
その他	2,690
流動資産合計	26,434,802
固定資産	
有形固定資産	※ 1 390,235
無形固定資産	9,244
投資その他の資産	
投資有価証券	1,482,212
その他	1,093,725
投資その他の資産合計	2,575,938
固定資産合計	2,975,418
資産合計	29,410,221
負債の部	
流動負債	
預り金	46,971
未払金	1,488,105

未払費用		743,208
未払法人税等		1,154,450
前受収益		10,249
賞与引当金		363,297
その他	※ 2	45,443
流動負債合計		3,851,726
固定負債		
退職給付引当金		870,378
固定負債合計		870,378
負債合計		4,722,104

純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		60,000
別途積立金		1,476,959
繰越利益剰余金		12,298,667
利益剰余金合計		14,119,872
株主資本合計		24,748,856
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△ 60,739
評価・換算差額等合計		△ 60,739
純資産合計		24,688,116
負債純資産合計		29,410,221

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		12,182,809
運用受託報酬		1,876,615
投資助言報酬		1,100,898
その他の営業収益		35,030
営業収益計		15,195,354
営業費用		8,343,615
一般管理費	※ 1	3,857,199
営業利益		2,994,538
営業外収益	※ 2	42,849
営業外費用		1,698
経常利益		3,035,690
特別利益		30
特別損失	※ 3	54,492
税引前中間純利益		2,981,228
法人税、住民税及び事業税		1,143,011
法人税等調整額		200,432
法人税等合計		1,343,443
中間純利益		1,637,784

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
前期末残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
前期末残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
前期末残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
前期末残高	13,483,283
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 2,822,400
中間純利益	1,637,784

当中間期変動額合計	△ 1,184,615
当中間期末残高	12,298,667
利益剰余金合計	
前期末残高	15,304,488
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 2,822,400
中間純利益	1,637,784
当中間期変動額合計	△ 1,184,615
当中間期末残高	14,119,872
株主資本合計	
前期末残高	25,933,472
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 2,822,400
中間純利益	1,637,784
当中間期変動額合計	△ 1,184,615
当中間期末残高	24,748,856

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	25,392
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 86,132
当中間期変動額合計	△ 86,132
当中間期末残高	△ 60,739
評価・換算差額等合計	
前期末残高	25,392
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 86,132
当中間期変動額合計	△ 86,132
当中間期末残高	△ 60,739
純資産合計	
前期末残高	25,958,864
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 2,822,400
中間純利益	1,637,784
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 86,132
当中間期変動額合計	△ 1,270,747
当中間期末残高	24,688,116

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第24期中間会計期間

(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券・償却原価法
- ・子会社株式・移動平均法による原価法
- ・その他有価証券

時価のあるもの・中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産
直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）

- ① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。
- ② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

建物以外

- ① 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
- ② 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

4. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる損益の影響はありません。 なお、当中間会計期間に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引はありません。

追 加 情 報

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
退職給付会計 退職給付債務の計算方法については、従来簡便法を採用しておりましたが、前事業年度の下期において原則法に変更しております。 なお、前中間会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益、税引前中間純利益及び中間純利益は、128,390千円多く計上されております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,036,928千円
※ 2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。
当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額 10,000,000千円

借入実行残高 —

差引額 10,000,000千円

4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に
対し、平成27年6月までの賃借料総額146,768千円の支払保証を行っております。

注 記 事 項

(中間損益計算書関係)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
※ 1. 減価償却実施額	
有形固定資産	55,064千円
無形固定資産	977千円
※ 2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	6,270千円
有価証券利息	14,437千円
受取利息	18,687千円
※ 3. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券評価損	54,087千円

注 記 事 項

(中間株主資本等変動計算書関係)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)					
1. 発行済株式数に関する事項					
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	
普通株式	17,640株	—	—	17,640株	
2. 配当に関する事項					
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成20年3月31日	平成20年6月24日

注 記 事 項

(リース取引関係)

第24期中間会計期間

(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

(借主側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

(単位：円)

	器具備品	合計
取得価額相当額	9,504	9,504
減価償却累計額相当額	8,553	8,553
中間期末残高相当額	950	950

② 未経過リース料中間期末残高相当額

1年以内 1,023千円

合 計 1,023千円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 1,033千円

減価償却費相当額 950千円

支払利息相当額 27千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 支払利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

未経過リース料

1年以内 1,119千円

1年超 1,399千円

合 計 2,519千円

注 記 事 項

(有価証券関係)

1. 時価のある有価証券

(単位：千円)

第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)満期保有目的の債券	5,496,508	5,496,050	△458
合計	5,496,508	5,496,050	△458
区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
(2)その他有価証券			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他	1,442,654	1,381,914	△60,739
合計	1,442,654	1,381,914	△60,739

2. 時価評価されていない主な有価証券

(単位：千円)

第24期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
内容	中間貸借対照表計上額
(1)子会社株式及び関連会社株式	236,178
合計	236,178
(2)その他有価証券	
①非上場株式	298
②投資証券	100,000
合計	100,298

(デリバティブ取引関係)

第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

第24期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当事項はありません。

注 記 事 項

（１株当たり情報）

第24期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）	
1株当たり純資産額	1,399,553円10銭
1株当たり中間純利益	92,844円92銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産額の部の合計額	24,688,116千円
普通株式に係る純資産額	24,688,116千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,637,784千円
普通株式に係る中間純利益	1,637,784千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

（重要な後発事象）

第24期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
平成20年6月23日に開催された定時株主総会において、当社が営むことを目的とする事業の表記について金融商品取引法に応じた表記に改める定款変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- （イ）名称 みずほ信託銀行株式会社
- （ロ）資本金の額 247,231百万円（平成20年9月末現在）
- （ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

- ・ 名称 資産管理サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 50,000百万円（平成20年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

- （イ）名称 株式会社千葉興業銀行
- （ロ）資本金の額 57,941百万円（平成20年9月末現在）
- （ハ）事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成20年6月30日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年1月27日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているちば興銀 株価指数参照ファンド2007-10-105の平成19年10月2日から平成20年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ちば興銀 株価指数参照ファンド2007-10-105の平成20年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 三浦 孝昭 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 橋本 克己 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月25日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 三浦 孝昭 印指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 橋本 克己 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏 夫 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 辰 巳 幸 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。